

# 重要事項説明書

本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づくサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者

名 称	株式会社 夢工房JIN
所 在 地	岐阜県羽島郡岐南町徳田3-142-3
電話番号	058-215-0116
代表者名	代表取締役 小沼 雅典
設立年月	平成29年9月1日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定就労継続支援[B型]事業所 平成30年1月1日 第2110600299号
事業所の名称	株式会社夢工房JIN
事業所所在地	岐阜県羽島郡岐南町徳田3-142-3
電話番号	058-215-0116
管 理 者	長谷川 千早
サービス管理責任者	長谷川 千早
サービス実施地域	羽島郡岐南町、岐阜市、各務原市の全域 その他上記以外の利用希望者に対して実施することもあります。
主たる対象者	主たる対象者は、特定なしとする。
定 員	20名
開設年月日	平成30年1月5日

## 3. サービスの目的・運営方針

事業の目的	通所による就労や生活活動の機会を提供します。 また一般就労に必要な知識・能力が向上した方は、一般就労等への移行に向けての支援をします。
運営方針について	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 また、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努め、関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施します。

#### 4. 職員の体制

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職 種	配置	指定基準
管 理 者	1名	1名
サービス管理責任者	1名	1名
生 活 支 援 員	2名	1名
職 業 指 導 員	1名	1名

[本事業所の職員体制]

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
管 理 者	1名(兼務)		1.0
サービス管理責任者	1名(兼務)		1.0
生 活 支 援 員		2名	1.0
職 業 指 導 員	1名		1.0
目標工賃達成指導員	1名		1.0

#### 5. 当事業所の施設設備の概要

##### (1) 施 設

建 物	主要用途 : 就労継続支援B型サービス
	構 造 : 鉄骨造 地上1階建
	延べ面積 : 190.19㎡

##### (2) 主な設備

作 業 室 (2)	テーブル、椅子、パーテーション
相 談 室 (兼多目的室)	テーブル、椅子、パーテーション、簡易ベッド 冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット
便 所	洋式(暖房付き便座)
洗面設備(2)	

当事業所では、指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

#### 6. 営業日及び営業時間等

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

営 業 日	月曜日から金曜日まで、ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始を除く ただし、月に2回を上限として土曜日・日曜は営業を行う場合がある。
営業時間	午前9時から午後5時30分

サービス提供日	月曜日から金曜日まで、ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始を除く ただし、月に2回を上限として土曜日・日曜は営業を行う場合がある。
サービス提供時間	午前10時から午後3時

#### 7. 指定就労継続支援B型の内容

事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

##### (1) 就労継続支援B型計画の作成

- (2) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
  - (3) 就労の機会の提供及び生産活動(陶器生地製造、紙製品組立、その他軽作業、施設外就労含む)
  - (4) 在宅ワークを活用した就労機会の提供および生産活動(紙製品組立、その他軽作業)
  - (5) 実習先企業等の紹介
  - (6) 求職活動支援
  - (7) 生活相談
  - (8) 健康管理
  - (9) 送迎サービス
  - (10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2)から(9)に附帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言。

## 8.利用者から受領する費用の額等

- 1 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援B型に通常要する額(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定就労継続支援B型に要した額(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援B型に要した額)の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
  - (1)日用品費の実費
  - (2)行事、レクリエーション、クラブ活動等に係る実費(予定)
  - (3)送迎サービスの提供に係る費用
    - (ア)指定場所について無料
    - (イ)個別(個人宅)送迎については、利用者の状況に応じて相談対応とする。送迎費用は下記に示す。  
事業所から6キロメートル未満 無料  
6キロメートル以上1キロメートルにつき1回100円加算。(応談)
  - (4)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 6 サービス利用の取り消し  
利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、作業計画の都合がありますので、利用予定日の1日前までに当事業所までお申し出ください。尚、送迎利用の方でサービス利用日の当日にも申し出がなかった場合は、送迎の実費料金をいただく場合があります。

7 前記第1項から第3項および第6項の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので期日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ①当事業所窓口での現金支払い もしくは ②工賃より差し引き

## 9.工賃の支払等

1 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

## 10.利用者負担額等に係る管理

事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

## 11.緊急時及び事故発生時等における対応方法

- 1 現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

## 12.協力医療機関

名 称	医療法人社団 志朋会 加納渡辺病院
所 在 地	外科, 内科, 整形外科, 皮膚科, 泌尿器科, 肛門外科, リハビリテーション科 岐阜市加納城南通1-23 TEL058-272-2129

## 13.苦情解決

- 1 提供した指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

- お客様相談係<苦情受付窓口(担当者)> [氏名]長谷川 千早 [職名]サービス管理責任者
- 苦情解決責任者 [氏名]小沼 雅典 [職名]管理者
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:30～15:45
- [連絡先]058-215-0116

#### 行政機関その他苦情受付機関

岐阜市役所	所在地 岐阜市今沢町 18 番地
障がい福祉課支援グループ	電話番号 058-265-4141 (受付時間 9:00～16:00)
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番7号 岐阜県福祉農業会館6階 電話番号 058-278-5136 (受付時間 9:00～16:00)

#### 14.個人情報の保護

- 1 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

#### 15.非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### 16.虐待防止に関する事項

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
  - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備
  - (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### 17.サービスの利用に関する留意事項

##### (1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。

##### (2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

- (3)他の利用者に対しての暴力・暴言・セクハラなど危害を加えること、また自傷、故意による物品の破損・盗難など厳禁とさせていただきます。
- (4)社会人として円滑な関係を構築するためにも、利用者どうしでの金銭やものの貸借りは基本禁止させていただきます。
- (5)宗教活動・政治活動・営利活動について、利用者の思想、進行は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
- (6)上記(3)から(5)項について、遵守できない利用者については契約を解除させていただく場合がございます。
- (7)喫煙については所定の場所にてお願いします。
- (8)貴重品は利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者におきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
- (9)食事(昼食)について、出勤前に用意いただくか、当事業所で手配する弁当(有料)をご利用ください。近隣への買い出しを希望の場合はサービス外の行動になります。よって自己責任となりますのでご了承ください。

## 18.サービス実施の記録について

### (1)サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時などを記録し、利用者にもその内容をご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2)ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)また、ご利用者が他の障害福祉サービス事業所等を利用される場合には、その事業所に対してご利用者およびご家族の必要な情報を提供する場合があります。

(改定:令和3年2月1日)

指定障害者就労継続支援(B型)事業所 株式会社夢工房JINのサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名:株式会社夢工房JIN

説明者職名:サービス管理責任者 長谷川 千早 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者就労継続支援(B型)事業所「株式会社夢工房JIN」のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所:

氏 名 : (印)

[代理人] 利用者住所:

氏 名 : (印)

続 柄 :